

2011年10月13日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2011年8月5日付けで諮問（第484号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

栃木県大田原県税事務所長より、地方税法第20条の11に基づき徴収事務執行のため、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。地方税法第20条の11の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、栃木県大田原県税事務所長に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するもの。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

生活保護の受給の有無，有りの場合は受給期間

イ 目的外に提供する相手方

栃木県大田原県税事務所長

ウ 目的外提供の根拠規定

地方税法第20条の11

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，地方税法第20条の11に基づくものである。

地方税法第20条の11は「徴税吏員は，この法律に特別の定めがあるものを除くほか，地方税に関する調査について必要があるときは，官公署又は政府関係機関に，当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した栃木県大田原県税事務所長によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。また，徴税事務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について栃木県大田原県税事務所に問い合わせたところ，「平成19年度滞納分があり，納税義務発生時には本人に確認し，生活保護であるとの確認がとれたため徴収執行停止としていたが，引き続き生活保護受給中であれば本件を時効消滅とするため」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため，本人通知を行うこととする。

(4) 提出資料

ア 生活保護の受給状況調査について（依頼及び回答）

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した栃木県大田原県税事務所長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「平成19年度滞納分があり、納税義務発生時には本人に確認し、生活保護であるとの確認がとれたため徴収執行停止としていたが、引き続き生活保護受給中であれば、滞納整理業務を進める中で、本件を時効消滅とするため、生活保護を受給しているか否かの情報を把握する必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、滞納整理業務に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

以 上